

伊勢物語十一段の成立と拾遺集橘忠幹歌

——昌泰元年、橘直幹誕生を基点として——

花 井 滋 春

要旨…これまで、橘長盛、直幹、忠幹等の生没年については、忠

幹の没年を除いては長い間、未詳とされてきた。しかし、本稿では、

兄直幹の申文から、父・長盛の没年を延喜十六（九一六）年、兄・

直幹の誕生を昌泰元（八九八）年に特定することでき、そこから

拾遺集忠幹歌の詠歌時期が延喜十六年頃もしくは天曆九年頃の二

期、つまり忠幹の十代後半もしくは五十代半ばである可能性を指

摘することができた。

この所詠時期に年齢を当て込み、且つ拾遺抄・集の詞書を検討

する時、当該歌が巷間に語りされて伊勢物語に取り込まれたと

する従来の考えが必ずしも妥当性を持たないことが明らかにな

る。かくして、拾遺抄・集から伊勢物語へ、あるいは忠幹周辺の

限られた情報源から伊勢物語へという経路を再考する必要が生ま

れることとなる。

キーワード…伊勢物語 11段 11段 十一段 橘忠幹 橘直幹

成立

はじめに

『伊勢物語』の成立を論ずるときに避けて通れないのが、古今

集業平歌と拾遺集橘忠幹歌である。『伊勢物語』の成立をほぼ一

回的であるとするとするにしても、あるいは数段階にわたって増補を繰

り返していったとするにしても、そのいずれにしても、『古今和

歌集』が成立（延喜二二～三年頃）する以前に、撰歌対象となっ

た「原典」（歌集・物語などの形は問わない）があったであろう

ことは認めざるを得ないであろうし、また一方で、最も遅れて成

立したであろう十一段についていえば、採歌された橘忠幹歌が載

年は政界の中枢を占めた藤原四卿が相次いで亡くなった年で、為に諸兄は参議から中納言を経ずに大納言となり、翌年には右大臣となつて政界を領導している。従つて、もしかかれが存命であつたとするならば、おそらくは相應の地位に至つたものと思われる。ともあれ、佐爲の後、時代が下るともに官位は雁降し、祖父の秋實は「正五位下尾張守」、そして父・長盛は「從五位下長門守」〔古今和歌集目録〕と、受領階級に定着している。³⁾

忠幹に関する史料は極めて乏しく、先掲系図類を除くと『勅撰作者部類』『朝野群載』『拾遺和歌集』『続古今和歌集』などに一部、その名を遺す程度である。

『勅撰作者部類』には、「五位駿河守村上天皇天曆頃之人也。長門守橘長盛男至天曆十」とあるように村上朝の人としか明らかにされていない。ただ、夙に岡一男氏⁴⁾が指摘したように、忠幹は天曆九年(九五五)駿河介として赴任し、その地で命を落としてゐる。その記録は『朝野群載』⁵⁾に掲載されている。それによると、駿河国とその周辺には「暴戾の類」「奸猾之徒」が群がりしばしば騒乱に及んだようで、天曆八年には郡司伴成正・判官代永原忠藤等が殺され、翌九年には、介・忠幹が殺害されたという。このため、国司以下に帯剣の許しを請う解文が奏上され、その裁可が天曆十年十月に宣旨として下されているのである。

兄・直幹の誕生

ここから、忠幹が天曆九年に卒したことが知られるのであるが、誕生については未詳である。その場合の常として、父・長盛、兄・直幹の生没年から類推することになるが、両者ともこれまで生没年未詳として扱われてきた。ただし、直幹の誕生に関しては、いくつか説が提出されている。⁶⁾

(1) 延喜十二年(九二二)〜康保四年(九六七)、五六歳。

片桐洋一説。

(2) 延喜四年(九〇四)誕生。今井源衛説。

(3) 延喜初(九〇二)年よりやや前に誕生。石田讓二説。

(1)の片桐説については、巻末の人名索引に付載されたもので、根拠が示されておらず、あるいは誤記とも考えられるので、後考に俟ちたい。(2)の今井説、(3)の石田説については、ともに『本朝文粹』巻六に載る、直幹の奏状を典拠とするが、その根拠となる引用箇所が違っている。まずは両氏の論拠をあげておこう。

○今井源衛説

直幹は天曆八年に奉つた例の問題の申し文の一節に、「直幹累葉刺史の家に生れて、もとより一巻の文書の蓄無し。況ん

や未だ成人に及ばずして早く慈父を喪ふ。弱冠の初め虎闈に入る」と言っているので、若く二十歳前に長盛に先立たれたのであった。長盛が何歳で死んだかはわからないが、直幹が「未成年」、たとえば十五歳の頃だったとすれば、長盛は長門守以外の国守を勤めた形跡は見えないことでもあり、延喜十五年に長門守に任ぜられて間もなく、その在任中に、四十歳そこそで死んだというようなことであろうか。かりにそれを延喜十八年（九一八）とすれば、時に直幹十五歳ならば、彼は延喜四年（九〇四）の出生となる。憶測に満ち、不確実な覚悟の上で、主としては叙述の便宜上、以下、これによって、直幹の年齢を記してゆくことにする。

○石田讓二説

兄直幹が、天曆八年八月九日、民部大輔の闕に兼任せられんことを請うた奏状が『本朝文粹』巻六に載せられているが、その中に「年齢漸傾、満頭霜雪一半」とあるので、すでにかなりの老齢と思われ、また「未_レ及_二成人_一、早喪_二慈父_一、弱冠之初、入_二虎闈_一而問_二風教_一」ともある。おそらくはその生年を延喜初（九〇一）年よりやや前に置いて大過あるまい。

問題の直幹の奏状は、欠員となった民部大輔の兼任を請う、およそ八百五十字に及ぶ長文でその一節は『和漢朗詠集』にも採ら

れている。名文家の誉れ高い直幹の文を小野道風が清書したもので、齒に衣着せぬ直情型の文章は村上天皇の天氣を損ねながらも、宮中に秘蔵され、内裏焼亡の際には、天皇自らがその安否を尋ねたといういわく付きのものである⁽⁸⁾。以下、原文を引用して検討を加えていくこととするが、忠幹の置かれた境遇をも明らかにする上で、聊か迂遠ではあるが奏状の内部に立ち入ることとする。

正五位下行文章博士橘朝臣直幹誠惶誠恐謹言 請_レ

被_下特蒙_二天恩_一兼_中任_二民部大輔闕_上状

右直幹、謹檢_二案内_一、去天曆二年、自_二大学頭大内記_一、拜_二当職_一之日、所帶兩官、皆被_二停止_一。朝家自_レ被_レ始_二置文章博士_一之後、未_レ聞_二其例_一。又至_二同四年_一、三_二統元夏_一、從_二式部少輔_一、除_二儒職_一之日、不_レ罷_二少輔_一、被_レ賜_二兼字_一。拜除之恩惟_一、榮枯之分不_レ同。依_レ人而異_レ事、雖_レ似_二偏頗_一、代_レ天而授_レ官、誠懸_二運命_一。独守_二一職_一、爰歷_二七年_一。

今檢_二前例_一、職經_二博士_一、見在_二当朝_一者、大江維時朝臣、博士上兼_二任式部少輔大学頭_一、同朝綱朝臣、先兼_二左少弁_一、後兼_二民部大輔_一、紀在昌朝臣、先兼_二式部少輔_一、後兼_二民部大輔大内記_一、菅原在躬朝臣、兼_二右少弁_一等是也。往古之例、不_レ可_二勝計_一。又儒官之例、不_レ越_二次第_一。而三善文明及三統元夏等者、皆是直幹之下臈末座也。藤原国光者、直幹榮爵之後、所_レ問之秀才也。式部少輔、每_レ有_二其闕_一三人超越、

通被^二拜任^一。又至^二于算明法等博士^一皆带^二頭職温官^一。或兼^二二寮之頭助^一、為^二一朝之要枢^一。或兼^二警衛判断之職^一、掌^二国典朝威之嚴^一。

①而直幹、不^レ量^二涯分^一、謬竊^二大業之名^一、既非^二器用^一、自漏^二明時之祿^一。②年齡漸傾、滿^レ頭霜雪一半、進退惟谷、每步^二山川千里^一。望^二後進之歛華^一、眼疲^二雲路^一、对^二傍人之榮貴^一、顔低^二泥沙^一。独仕^二有道之邦^一、猶抱^二貧賤之恥^一、久顧^二不運之質^一、多積^二淪落之悲^一。

抑近代成業之輩、悉是儒門之胤也。文籍隨身、提撕在^レ耳。少者二十有余、老者僅過^二三十^一、皆繼^二箕裘^一、咸列^二昇進^一。③直幹生^二於累葉刺史之家^一、素無^二一卷文書之蓄^一。④況乎未^レ及成人、早喪^二慈父^一。弱冠之初、入^二虎闈^一而問^二風教^一、壯年之際、依^二蚩幌^一而暈^二歲華^一。道之艱難、俗之寒苦、其所^二經歷^一、莫^レ不^二究嘗^一。⑤適遇^二漢主好文之時^一、周公重^レ士之日、出^レ自^二鬻門白屋之底^一、獨立孤微之中、猷^二策於春官^一、纔及^二上第^一。⑦算^二年於夏曆^一、早盈^二強仕^一。始念^二縱臨^一衰邁之期、当^レ越^二風塵之客^一、今悔徒舖^二聖人之糟粕^一、永陷^二窮苦之淵泉^一。(以下、省略)

天曆八年八月九日

奏状の概要は以下の通りである。天曆二(九四八)年、文章博士に補されると同時に大学頭・大内記の兼職を解かれ、それ以降、

自分一人一職を守ってきたが、前例及び後任の事例を見ても、それぞれに所帯の官を兼ねている。「拜除の恩」は同じであっても兼任を許すか否かは、「人に依りて事を異にす、偏頗に似たりと雖も、天に代りて官を授く、誠に運命に懸れり」とその不公平さこそ天意による運不運であるとす。この一節が村上天皇の天気を損ねたと伝えるが、この後も矛先は収まることなく、儒門の名流師弟に言及、早ければ二十余歳、遅くとも三十過ぎには対策に及第して昇進していく様子を述べ、儒官の補任はその順序次第を越えざるを例とするに、自分の「下臈末座」の輩が飛び越えて昇進し、挙げ句の果てには、嘗て策問した「秀才」までもが上座に連なる現状を憂いている。その対局として、自分の生い立ち・境遇がいかに不遇であったかを説くのであるが、両氏が典拠とする箇所はその中にある。

名家名流によつて世襲的に独占される流れの中で、直幹一人、係累のない「累葉刺史」(国司)の家に生まれ、「一卷文書の蓄へ」もないありさま(傍線③)に加えて、「成人」を前にして慈父に先立たれ(傍線④)、その後大学に入って刻苦勉励、対策に及第した時には既に「年齢漸く^{やうや}に傾きて、頭に満てる霜雪一半」(傍線①②)であったという。

世襲氏族の出身でなかったために文章得業生になることのできなかつた直幹に代わつて、方略宣旨を願ひ出た大江維時・朝綱の請状が『類聚符宣抄』^⑧に遺されている。推薦文によれば、慶雲

(七〇四〜八)の年から承平(九三五)の今日までに献策者は六十五人、元慶(八七七〜八五)以前の数十人は名家の出身で、寛平(八八九〜九八)以後は「儒後儒孫」が「父祖之業」を継ぐばかりで、「門風」によらない及第者はわずか四〜五人にすぎないとして、藤原菅根、藤原在衡等の名をあげ、ここに直幹が新たな例として加われば、後進の励みとなるであろうと推挙の理由を述べている。その請状が承平五(九三五)年八月、許されて策試の宣旨が下されたのが二年後の承平七(九三七)年十二月のことであった。

さて、今井氏は長盛との死別が直幹の「成人」前(傍線④)であることと長盛の長門守在任期から、延喜四年誕生の仮説を提示している。一方、石田氏は長盛との死別が「成人」前(傍線④)であったこと及び、この申文奏上時、既に直幹は齡傾き白髪(傍線①②)であったことを推定の手がかりとするが、両氏ともいささか根拠とするとところが心もとない。

両氏の示した箇所は傍線①〜④であるが、実は、傍線①②は傍線⑤⑦とも呼応しており、論拠とするならむしろ、傍線⑤以下のとるべきである。⑤は「顔駟三代不遇」と「周公握髮」の二つの故事による比喩である。顔駟は文帝の時に登用されたが、文帝は「文」を好み、次の景帝は「美」を好み、三代の武帝は「少」(若者)を好んだ為に、武人にして醜であつて老人となつた顔駟は入れられずにいたが、不遇を託つ顔駟の発言に恥じた武帝が會稽都

尉に抜擢した話である。また、周公の故事は、息子の伯禽が魯の国を治める際に与えた訓戒で、士が面会を求めた時には洗髮中であつても食事中であつても、洗いかけの髪を握つたまま、或いは口中の食べ物を吐き出しても接見を優先したという故事である。直幹は時を得た中国の例に我が身を擬えながら、科挙(傍線⑥)に及第した時、年齢は「夏曆」で数えたと「強仕」、すなわち四十歳に達していたと述べている(傍線⑦)。従つて、この承平七(九三七)年を四十歳とすれば、誕生は昌泰元(八九八)年となる。また、「成人」前に父・長盛と死別し、「弱冠」(二十歳)の初めに大学寮に入った(傍線④)とあるので、長盛の没年は延喜十六(九一六)年以前ということになる。

長盛の官暦を列挙すると、次のようになる。

図表2

元号	西曆	月日	官職
寛平九年	八九七	二月一四日	任大膳少進(『古今和歌集目録』)
昌泰二年	八九九	四月二日	任少監物(『古今和歌集目録』)
延喜六年	九〇六	二月一日	任兵部少丞(『古今和歌集目録』)
延喜八年	九〇八	二月三日	転(兵部)大丞(『古今和歌集目録』)
延喜九年	九〇九	一月一日	任式部丞(『古今和歌集目録』)
延喜十一年	九一一	一月二三日	転(式部)大丞(『古今和歌集目録』)
延喜十三年	九一三	一月	叙従五位下(『古今和歌集目録』)
延喜十六年	九一六		任長門守(『大日本史料』一編之一九。二二五頁。『国司補任』『古今和歌集目録』(延喜廿六年につくる))

『古今和歌集目録』は長盛の長門守補任を延喜廿六（九二二）年につくるが、『大日本史料』と『国司補任』は延喜十六年に改めている。延喜は廿二年までしかなく、同廿六（九二六）年は延長四年にあたる。しかし、延長三（九二五）年正月には、坂上恒蔭が長門守に補任されている（『外記補任』）ので、長盛の廿六年補任はありえない。また、式部丞は大丞二人、少丞二人の四人が定員で、毎年、四人の中で在職年数の長い者一名が従五位下に叙せられるのが慣例であるという。長盛もその巡爵にしたがつて、少丞となった四年後の延喜十三（九一三）年に昇叙され、受領の資格を得た三年後に長門守となったとすると辻褃は合う。また、『古今和歌集俊成本』の勘物にも、「延喜十三年従五位下、十六年長門守」とあり、諸資料から推しても長門守補任は延喜十六年におくのが妥当なところであろう。

延喜十六年は直幹十九歳の年にあたるので、その年の内に長盛は没したことになる。それは、長門守就任後まもなくか、あるいは任地に赴いてまもなくのことであろう。直幹が長子であったことを考えれば、長盛の享年もおそらくは四十歳を前後するくらいであったと考えることができよう。

拾遺集忠幹歌の詠歌時期

以上、直幹の誕生と長盛の没年が明らかにされたところで、忠

幹の生存期間もある程度限定されてくる。直幹との年齢差を二・三歳と仮定すれば、生まれは昌泰三（九〇〇）年～延喜元（九〇二）年頃となり、横死した天曆九（九五五）年は五十五～六歳くらいと推定される。これに基づいて、忠幹の拾遺集歌を検討したとき、その詠歌時期にも、二つの可能性が生ずることになる。

橋の忠幹が人の女むすめにしのびて物言ひ侍ける頃、遠き所に
まかり侍とて、この女のもとに言ひ遣はしける

470 忘るなよほどは雲井に成ぬとも空行月の廻あふまで

（『拾遺和歌集』巻八、雜上¹³）

右の詞書「遠きところにまかり侍」を父の任国・長門にあてるか、それとも忠幹自身の任国・駿河にあてるかで所詠時期は異なる。

ただし、言うまでもないことであるが、詠歌時期がそのまま『伊勢物語』の成立時期と結びつくわけではない。この歌が『伊勢物語』に採られた経緯について、岡一男氏は次のように述べている¹⁴。

「忘るなよほどは雲居になりぬとも空行く月のめぐり逢ふまで」の歌は「拾遺」の巻八にあつて、橘忠基（つむぎ）の作であつて、彼は天曆九年駿河介在任中に賊のために殺された人である。それで、彼が駿河赴任前に、「人のめにしのびて物言ひ」て

に与^レえたこの歌があはれなものと世に喧傳したのであらう。それを後人が『伊勢』に書き加へたものであるから、この段がなかつた本もあつたにちがひなく、それを巻尾に書き添へた古本もあつたであらう

(以下略。引用の括弧内は筆者注)。

賊によつて非業の死を遂げた男のあわれさが歌とともに喧伝され、やがて『伊勢物語』に採られたとする氏の指摘は、この後、肯定的に受け継がれていくことになる。筆者もその可能性を否定するものではないが、ただ、その場合素朴な疑問が二つ生ずる。

一つは、この歌の、人口に膾炙する原動力についてである。一般的には、赴任に先だつて再会を約した歌が、男の死によつて永遠の別れとなる、そのあわれさに支えられて伝播したとする考えであるが、そうだとすればなぜ、男の死は詞書に活かされなかつたのであろうか。『拾遺和歌集』に採られたこの歌の詞書には作者名表記がなく、歌語的であるという。だとすれば、なおさらのこと、悲恋は男の死とともに語られるべきだったのではなからうか。拾遺抄・集の成立は、忠幹の死から既に四・五十年の歳月が過ぎており、それは地方で命を落とした人々の中に彼の記憶が埋もれていく過程でもあるだろう。少なくとも、拾遺抄・集の詞書に、男の悲運が語られないということは、忠幹の死とともに語りされたというよりも、むしろ、非業の死とは無縁のところ

歌は管理され、伝えられた可能性があるということである。

疑問の二つ目は詠歌事情についてである。先に触れたように、父・長盛が長門守に補任されたのは延喜十六年、直幹が十九歳の時である。仮に、弟の忠幹の年齢を十六・七歳と仮定すれば、既にこの時、想いを寄せる女性がいて、父に随行していく忠幹の切なる想いが寄せられた歌となり、それはそれで、一つの物語になりそうである。忠幹の横死を待つまでもなく、初恋の物語として十分に伝播する力をもっていたともいえよう。ただ、その場合は、男が通う対象は「ひとの女」とする拾遺集⁽¹⁵⁾の方が伝播力がありそうである。拾遺抄の詞書「ひとの妻」では十代半ば過ぎにしてはや人妻に通う早熟な男の恋歌となつて、享受者の印象もまた、違つたものになる。では、駿河国に赴任した五十代半ばではどうか。集の「ひとの女」にしても、あるいは抄の「人の妻」にしても、それが「しのびてもの言ひ侍」る状態であるとすれば、いささか衰められた関係とは言いがたいと考えるのは、あまりに今日的な倫理観に縛られているであらうか。

『拾遺和歌集』には、「人の妻」に通う、もしくはそれに類する歌が二首見られる。

人の妻し侍りける男の、獄に侍りて、乳母のもとに遣はしける

1225しのびつつ夜こそきしか唐衣ひとや見むとは思はざりしを

貞盛が住み侍りける女に、国用が忍びて通ひ侍りけるほどに、貞盛まうで来ければ、惑ひて塗籠に隠して、後の戸より逃がし侍りける、つとめて、言ひ遣はしける

国用

1226 宮作る飛驒の匠の手斧音ほとくしかるめを見しかな

一首は「人の妻し侍りける」関係が発覚して「獄」を見る羽目に陥った男の後悔と見ることもできるが、「人や見む」と「獄や見む」との語呂合わせを楽しむていどの諧謔歌ともとれる。

もう一首は人目を忍んで通う藤原国用が平貞盛と鉢合わせた危険を詠んだものではあるが、これもいかがであろうか。平貞盛は将門を討伐して武勲をたて、係累を次々に養子に迎えて東国各地に据え、在地豪族化した豪勇である。小一条家との縁も深く、陸奥守として国用が送られたのも彼が小一条家の家司的立場にあつたからではないかとの指摘がある。歌の背景である貞盛の武功は都中に知られるところであるから、一首の中心は天下無双の豪勇に鉢合わせた恐ろしさにあるのだろうが、貞盛とは旧知の間柄でもあつたであろうし、また、女が正式な妻とは思えないこと等を勘案すれば、どれほどの緊迫感があつたのか疑わしい。両歌ともに深刻な内容をもたず、わずかに、禁忌を犯す背徳性が背後に感じられる程度であるともいえよう。

ともあれ、忠幹の詠歌時期に年齢を組み込んだとき、歌語りの

内容と歌との間には違和感が残り、岡氏の説く歌語りの状況を全面的に支持するわけにはいかなくなる。むしろ、歌語りの場は小規模な範囲にとどまり、歌と語りとが分離しやすい状況にあつたことが、伊勢物語の東下りという全く違う場面に活かされていく原因ともなつたのではないか、とも考えられるのである。

この詠歌時期と歌語りされていく過程とを考へるには、今一度、『拾遺和歌集』の詞書を再検討する必要がある。同歌の詞書は通常の勅撰集の定型的な詞書からはみ出した形をとっており、それが忠幹の伊勢物語歌借用説を生んだり、歌語り伝播説を生んだりしているからである。まずは、詞書の特異性（歌語りのであること）について考えていくこととする。

忠幹歌・詞書の特異性 その一 借用説当否

はやくに『伊勢物語闕疑抄』が三条西公条の説を紹介したように、『拾遺和歌集』に採られた忠幹歌は、本来伊勢物語歌であつたものを、彼が当意即妙に引用したのではないかという疑念である。

称名院殿新義に、直幹の哥ならば、「人のむすめに忍びて物いひ侍りける比、遠き所にまかり侍とて、此女のもとにいひつかはしける 橘直幹」とありて、次に此哥有べきを、詞書

に、橘た、もとが人のむすめにと——如此あり。業平の哥を、こゝに似合たれば、かきてをくりたるとあそばす。此義面白し。〔伊勢物語闕疑抄〕片桐洋一『伊勢物語の研究（資料編）』明治書院一九六九年一月）

詞書を素直に解釈するかぎり、忠幹の作となることは大方の一致するところであろう。ただ、勅撰集一般のあり方を問うならば、公条の説くように（傍線部）、定位置に作者表記があった上で、作者視点から詠歌事情は説明されるべきであろう。それが、このように異例な形をとるところから、借用説は生まれるのであるが、このあり方に対して、松田喜好氏は、「歌の詠み手と作者」が同一の場合は型通りに作者名表記し、逆に疑わしい場合には作者名を詞書の中に組み込む傾向があるとするが、その事例は提示されていない¹⁸⁾。

また、石田讓二氏は、詞書の中に詠者名が含まれ、詞書の終わりに作者名を書かない形式の歌が『拾遺和歌集』に三十二例ほど見られるとし、それは「資料となった歌語りの形を忠実に踏襲した」結果であるとするが、氏もまた、その根拠となる歌を示していない¹⁹⁾。一方、後藤祥子氏は「作者名が詞書の終わった後の定位置に来ず、詞書き中にある例」を古今集、後撰集、拾遺集等から拾い出しつつ、いずれの勅撰集にも同様の形式は見られるものの、拾遺集の作者表記がとりわけ「破格」であり、詞書のあり方がそ

のまま借用説へと直結するものでないとするが、証左としてあげられた用例は四勅撰集で十三例ほどで、全用例を示している訳ではない²⁰⁾。

そこで、先学の指摘を踏まえつつ、筆者も『拾遺和歌集』から同様の例を抜き出してみた。条件は作者名が詞書の終わった後の定位置に来ず、詞書中であって、且つ、前歌の作者表記に影響を受けなかった歌とした。ここで、「前歌の作者表記に影響を受けない歌」と限定したのは、作者名表記がない場合、勅撰集一般の慣例に倣えば忠幹歌は前歌（四六九）の「詠人不知」を承けることになるからである。後藤氏もその可能性を認めつつ、三例をあげて否定しているが、重複を避けて、次の一例を示しておこう²¹⁾。

光明皇后、山階寺にある仏跡にかきつけたまひける

1345 三十路あまり二つの姿備へたる昔の人の踏める跡ぞこれ

前歌一三四四は定位置に「空也上人」の作者表記があるが、その影響が本歌の作者・光明皇后に及ばないことは明かである。このように、前歌の作者表記を承けず、かつ作者表記が詞書中に含まれる例を『拾遺和歌集』中より抜き出すと、都合二十八例となる²²⁾。それを、部立て別にみると明らかに偏りが見られる。巻八・九の雑上下の十一首と巻十九の雑恋の五首、巻二十哀傷の五首が突出して多い。それが何を意味するのかが明確にしえないが、撰歌

対象となった資料のうち、雑の部立ては通常の編集規則からはずれた、簡潔な詞書として収まりにくいもの、あるいは歌語りされたものが集められたものかもしれない。本来ならば「恋」の部立に入るべき歌が「雑」に入っているのも、ともすればそういうことと関係しているかも知れないが、いずれにしても憶測の域は出ない。

ただ、これらの歌がどのような編集作業を通して採録されたのかを考えると、解決の糸口が見えてくるように思われる。例えば、次の

清原元輔肥後守に侍りける時、かの国の鼓の滝といふ所
を見にまかりたりけるに、ことやうなる法師のよみ侍り
ける

556音に聞く鼓の滝をうち見ればただ山河のなるにぞ有りける
などは、もともとは「清原元輔が鼓の滝で耳にした歌」を自身の備忘録に書き付けたものとすれば、その本来の形は傍線を除いた「鼓の滝といふ所を見にまかりたりけるに、ことやうなる法師のよみ侍りける」であろう。これが、『拾遺和歌集』に採歌されるにおよんで、傍線部の「清原元輔」あるいは「清原元輔肥後守に侍りける時、かのくにの」が編者によって加えられたとも考えられるのである。同様な可能性は、次の例にも適用されそうであ

る。

菅原の大臣かうぶりし侍りける夜、母のよみ侍りける
473久方の月の桂も折るばかり家の風をもふかせてしがな

源重之が母の近江の国府に侍りけるに、むまごのあづま
より夜のほりて急ぐ事侍りて、えこのたびあはでのほり
ぬることといひて侍りければ、祖母の女のよみ侍りける
545親の親と思はましかばとひてましかわがこのこにはあらぬな
るべし

両歌ともそれぞれ出典が菅原道真、源重之の側からの資料であつたとすれば、本来は傍線部のなかつたものが、撰集の際に加えられたと考へても、無理はない。あるいは、傍線部を欠いたまま、定位置に「菅原道真の母」「源重之が母」と置いてもよさそうであるが、そうならなかつたのは何故であろうか。『枕草子』に次のような一段がある

をかしと思ふ歌を草子などに書きて置きたるに、いふかひなき下衆のうち歌ひたるこそ、いと心憂けれ。

（『枕草子』二九〇段）をかしと思ふ歌を」

下衆のセンスと同じだったことを嫌悪する清少納言の忸怩たる思いが述べられているところであるが、それはさておき、ここで問題にしたいのは、清少納言がその歌を冊子にどのような形で書き付けたのであろうかということである。たとえば前掲四七三の歌ではどうか。当然のことながら、『拾遺和歌集』と同じ形になるのではないか。それも、「下衆」までも「うち歌ひたる」実態からして、相当広く人口に膾炙していた訳であるから、色々なところで少しずつ形を変えて記録されていたものと考えられる。とすれば、撰集過程で集まってきた数種の詞書が合成されて勅撰集に取り込まれていくということもありうる場所である。ここに、歌語りが文字化されて定着していく過程というものがほの見えるのである。石田氏の「歌語りを忠実に踏襲」しているとの指摘も納得される場所である。ただ、先にあげた五五六の清原元輔が書き付けたであろう歌の例などをみると、これが『枕草子』の例のように広く歌語りされていたものなのか、それとも囊中に長らく収められていたものなのか、にわかに判断できるものではない。『拾遺和歌集』の作者名表記をもたないケースは、当該歌が作者当人の家集から出たものではなく、間接的に、人を介して出てきた場合なのであって、それは歌語りされたものであることにちがいないが、その規模が一人なのか、数人なのか、広汎なのか、一律に論じられるべきものではなさそうである。

片桐洋一氏は歌物語を成り立たせる為の基本的な要件として、²⁴⁾

(1) 人物の設定

A 歌の作者たる人物の設定・提示とその行動

B 歌の受け手たる人物の設定・提示とその行動

C 右以外の第三者の設定・提示とその行動

(2) 人物の行動する「時」の設定と説明

(3) 人物の行動する「場」の設定と説明

の三点をあげている。そして、

〔忠幹の名が〕詞書で出ている事実（拾遺抄、雑下も同じ）に注意したのである。つまり、拾遺和歌集の他の歌の場合のように、その詞書を「とはき所にまかり侍るとて、しのびてもものいひ侍りける女にいひつかはしける たちばなのただもと」と何故記さなかったのか。あえて言えばこの拾遺抄・拾遺和歌集の場合からして、作者「たちばなのたゞもと」を第三人称化して詞書の冒頭に記す物語的方法をとっているのは、この歌が本来的に「歌語り」や歌物語にふさわしい歌だったからだと思ふのである。²⁵⁾ *〔一〕内は筆者注。

と述べている。歌語りを定義するには、確かに右のような条件付けをしていかざるをえないであろうが、そうであるからと言って、その条件に当てはまるものが歌語りとして人口に膾炙していたと

は必ずしもいえず、歌語りとして巷間に流布していた場合も、あるいは、編集の段階で詞書に加筆された結果が歌語的な表現になった場合も、両様考えられるように思われるのである。

忠幹歌・詞書の特異性 その二 『拾遺抄』から『拾遺和歌集』へ

同じ問題を別の側面から考えてみよう。実は、忠幹歌は『拾遺和歌集』とともに、『拾遺抄』にも採録されており、そこには「忠幹」の名が作者名として表記されている。

橘の忠幹が人の妻にしめのびて物言ひ侍りける頃、遠き所

図表 3

A		拾遺抄	拾遺和歌集
②	①		
<p>547 限りなき涙の露に結ばれて人のしもとはなるにやあるらん</p> <p>二条太政大臣右近番長紀清忠を召しよせて歌詠ませ侍りけるに、美濃掾のぞみ侍りけるが叶はず侍りける所に侍りければ</p> <p>清忠</p>	<p>528 忘るなよほどは雲井になりぬとも空ゆく月の廻りあふまで</p> <p>(527題有 源為憲)</p> <p>橘の忠幹が人のめにしのびてもの言ひ侍りけるころ、遠き所にまかり侍りて、この女のもとに言ひ遣はして侍りける</p> <p>ただもと</p>	<p>拾遺抄</p>	<p>拾遺和歌集</p>
<p>503 限りなき涙の露に結ばれて人のしもとはなるにやあるらん</p> <p>二条右大臣、左近番長佐伯清忠を召して歌詠ませ侍りけるを、のぞむこと侍りけるが叶ひ侍らざりけるころにて、詠み侍りける</p>	<p>470 忘るなよほどは雲ゐになりぬとも空行く月の廻りあふまで</p> <p>(469題有 詠人不知)</p> <p>橘の忠幹が人のむすめにしのびてもの言ひ侍りけるころ、遠き所にまかり侍るとて、この女のもとに言ひ遣はしける</p>		

にまかり侍りてこの女のもとに言ひ遣はして侍りける

忠幹

528 忘るなよほどは雲井になりぬとも空ゆく月のめぐりあふまで

で

(『拾遺和歌抄』卷十、雑下)

『拾遺抄』五七九首から『拾遺和歌集』一三五一首へと大幅に増補がおこなわれた²⁶その編集過程において、歌の加除・移動がおこなわれ、その際に作者名表記に改変が加えられたのであろうが、そこにはどのような規準が設けられていたのであらうか。前掲二十八例のうち、拾遺集・抄に共通する歌は十首である。その十首に絞って、作者表記の相違をあげてみると、次のようになる。

C	B	A			
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③
<p>438 久方の月の桂もをるばかり家の風をも吹かせてしかな 菅原の大臣の元服し侍りける夜、母が詠み侍りける (437題有 小野好古)</p>	<p>544 老いはてて雪の山をば戴けどしもと見るにぞ身は冷えにける 大隅守桜島忠信が侍りける時、郡の官に頭白き翁の侍りけるを、 召しかうがへんとし侍りけるに (543題有 能宣)</p>	<p>578 年を経て払ふ塵だにあるものを今幾世とてたゆむなるらむ 行ひし侍りける人の苦しくおぼえはべりければ、え起き侍らざり ける後夜にをかしげなる小法師の突きおどろかすとて詠み侍りけ る ちうれ (576題有、詠人不知)</p>	<p>455 有りとても幾世かはふる唐国の虎伏す野辺に身をも投げて 男侍りける女をせちに懸想し侍りて、ある男の遣はしける 読人不知 (454題有 源景明)</p>	<p>368 なく涙世はみな海と成りなむ同じ渚に浪や寄すると 善祐が流され侍りける時ある女の言ひ遣はしける 読人不知 (367題しらず 貫之)</p>	<p>355 かきたえて覚東なさのます鏡みずは我が身の憂さもまさらじ 国用がむすめを藤原知光がまかりさりて後、鏡を返し遣はすとて 書きつけて侍りける をんな (353題不知 読人不知)</p>
<p>473 久方の月の桂もをるばかり家の風をも吹かせてしかな 菅原の大臣かうぶりし侍りける夜、母の詠み侍りける (472題有 藤原後生)</p>	<p>564 老いはてて雪の山をばいたただけどしもと見るにぞ身は冷えにけるこの 歌によりてゆるされ侍りにけり 大隅守桜島の忠信が国に侍りける時、郡の官に頭白き翁の侍りけ るを召しかむがへんとし侍りける時、翁のよみ侍りける (563題有 元輔)</p>	<p>1341 朝あさごとに払ふ塵だにあるものを今幾世とてたゆむなるらん 行ひし侍りける人の、苦しくおぼえ侍りければ、え起き侍らざり ける夜の夢に、をかしげなる法師の突きおどろかして読み侍りけ る (1340題有、実方)</p>	<p>1227 有りとても幾世かはふる唐国の虎伏す野辺に身をも投げてん 男もちたる女を、せちに懸想し侍りて、ある男の遣はしける 国用 (1226題有)</p>	<p>925 なく涙世はみな海となりなむ同じ渚に流れ寄るべく 善祐法師ながされ侍りける時、母のいひつかはしける (卷十五、恋五、卷頭歌)</p>	<p>915 影たえて覚東なさのます鏡見ずは我が身の憂さもしられじ 国用がむすめを知光まかり去りてのち、鏡を返し遣はすとて、書 きつけて遣はしける (913題不知 詠人不知、914表記ナシ)</p>

C	
⑩	⑨
<p>559 人なしし胸の乳房をほむらにて焼く墨染めの衣着よ君</p> <p>(558題有 道信)</p> <p>としのぶが流され侍りける時に、流さるる人は重服の装束してなんまかると聞き侍りて、母がもとよりその衣ども調じて遣はすに、その衣に結び付け侍りける</p>	<p>530 君なくてあしかりけりと思ふにはいとど難波の浦ぞ住みうき</p> <p>(529題不知 貫之)</p> <p>難波に祓しにある女のまかりたりけるに、もと親しく侍りける男の葦を刈りてあやしきさまになりて道にあひて侍りけるに、女さしりげもなく、年ごろあはざりつることなどをよそに言ひ遣はしたりければ、この男の詠み侍りける</p>
<p>1294 人なしし胸の乳房をほむらにて焼く墨染めの衣着よ君</p> <p>(1293題有、道信)</p> <p>としのぶが流されける時、流さるる人は重服を着てまかると聞きて、母がもとより衣に結び付けて侍りける</p>	<p>540 君なくてあしかりけりと思ふにもいとどなにはの浦ぞすみうき返し</p> <p>541 あしからじよからむとてぞわかれけんなにか難波の浦は住みうき</p> <p>(538題有 忠見、539表記無、忠見)</p> <p>難波に祓しにある女まかりたりけるに、もと親しく侍りける男の葦を刈りてあやしきさまになりて道にあひて侍りけるに、さりげなく年ごろあはざりつる事など言ひ遣はしたりければ、男の詠み侍りける</p>

* A 拾遺抄から拾遺集に移行するに際して、作者表記が削除された歌
 B 拾遺抄から拾遺集に移行するに際して、逆に、付加された歌
 C ほとんど、変化のない歌

右の通り、十首のうち、『拾遺抄』から『拾遺和歌集』に移行する際に作者名表記が削除されたのが十首中六首(A)、逆に詠者名が付け加えられたのが一首(B)、若干の修正が加えられたのが三首(C)である。

Aの作者名表記が削除されるケースは、作者名がなくとも自明な場合と考えるとよく、たとえば、A②では、『拾遺抄』は美濃掾を望んだ清忠の願いが叶わなかった歌で、定位置に作者表記をもつが、『拾遺和歌集』ではそれが削除されている。抄の方が丁寧

ではあるものの、集では、誤解を生じないところで省筆を施している形跡が見られるのである。A③も同様である。抄には「をんな」と明記されるので作者に迷いが生じる余地はないが、集の方では作者表記がないので送り返したのが知光なのか国用女なのか判断に迷う余地は残る。ただ、当時の招婿婚という風習からして、ものを持ち込むのは婿側、送り返すのは妻側という暗黙の了解あったとするならば、判断に迷うことがなかったのかもしれない。『拾遺和歌集』には、他にも調度や、馬の返還がなされてい

る例が見られる。²⁷⁾ A④も同じ。この場合典拠とする資料が異っている可能性はあるが、ともかく、抄では詞書中の「ある女」を改めて「詠人不知」と定位置表記しているが、集は詞書に善祐母を含めて、作者が彼女であることを自明な形にしている。A⑤、⑥も同様、自明である。

ここまで、作者名が削除される例を見てきたが、それに対して、逆に加えられているケースがB⑦である。この場合は抄よりも集の方が説明が丁寧で、詞書の末尾に「翁のよみ侍りける」が加わっており、その分、迷いの生じない表現になっているといえる。前に位置する歌は、『拾遺抄』五四三が「能宣」、『拾遺和歌集』五六三が「元輔」であるが、抄の場合、解釈の仕方によっては、前歌の作者である「能宣」が翁に代わって詠んだとも解釈できるので、それを避けるために「翁のよみ侍りける」が加えられたと考えられる。

また、C⑧、⑨、⑩はほとんど差がなく、字句に若干の出入りがあるだけで、作者表記に影響するものではない。

以上の結果を勘案するならば、忠幹歌が『拾遺抄』から『拾遺和歌集』に再編されるに際しても同様な規準——つまり、作者名に影響のない範囲で省筆なり改変なりが行われたのではないかということである。それは借用説などが生ずる余地のないところでの修正作業であったと言いつてもよい。そして、付言するならば、詞書自体は歌語的ではあるものの、それが必ずしも広範

な規模での「歌語り」の実態を導き出すものでもないということである。もちろん、歌語りされていたことを否定するものではないが、それと等分の可能性をもって、忠幹周辺の限られた範囲の中から『伊勢物語』や『拾遺抄』・『拾遺和歌集』へという経路の可能性もまた否定することはできないということである。

忠幹の拾遺集歌と続古今和歌集歌

『拾遺抄』と『拾遺和歌集』に共通する歌の異同について見てきたが、そこに一点補足しておきたい。拾遺集・忠幹歌と続古今集・忠幹との関係である。

秋ごろ人に誘はれてものへまかるとて

橘忠幹

885みやこ思ふわが心しれ夜半よの月ほどは千里ちぎとの山ち越ゆとも

(『続古今和歌集』卷十 羈旅)

ここには、『拾遺和歌集』に採られた忠幹歌に類似した発想・表現がみられる。想いを寄せる対象を各々「空ゆく月」「夜半の月」と擬人化し、その対象と自分との隔たりを「程は雲居になりぬとも」や「程は千里の山路越ゆとも」と遙かなる距離の度量衡で示し、自分を「忘るなよ」「我が心知れ」と命令法を用いて訴えるという、共通する思考の指紋が存在している。もし、拾遺集忠幹

歌が『伊勢物語』の拝借歌だったとしたならば、これほどに類想的な「都思ふ」歌は詠まれるであろうかという疑問が残る。自作歌であればこそその発想だったのではなからうか。

そもそも、古歌を引用する場合でも、それが許されるのは、誰もがその出典を知っており、改めて作者名を語らずとも共通の理解となつている場合であろう。しかも、その場合には、まるまる全部を引用するのではなく、その一部を引いてみせるというのが貴族的なあり方であつたらうことは、『枕草子』の一三六段「殿などおはしまさで後」などの例を見ればわかる。道長側に内通する者として同僚から疎んじられ、里下がりした清少納言に、山吹の花びらに「いはで思ふぞ」と書き付けて出仕を促した定子や、その「歌の本」を失念した清少納言に「『下ゆく水』とこそ申せ」と応える童女も、発するのは歌の「ひとふし」である。すべて提示するのは「下衆のことばには、かならず文字余りたり」（枕草子三段、「同じことなれども」ということなのである。大雪の中を訪れた伊周に対して、「『道もなし』と思ひつるに」と応じる中宮しかりである（枕草子一七七段、「宮にはじめて参りたる頃」）。

結 び

以上、『拾遺和歌集』における忠幹歌の詞書の特異性についてみてきたが、これらを検証するかぎり、改めてそこに広汎な歌語

りの足跡を見いだす必要性も、借用説を持ち出す必然性も、認められなかった。これらの説がでてくる要因のひとつには、『伊勢物語』の成立を『拾遺抄』・『拾遺和歌集』以前におくべきだという半ば定説化した思い込みが足かせとなつているからであろう。冒頭にもあげたように、確かに様々な資料がおよそ、『拾遺和歌集』の成立を下限とする方向性を示していることは事実であるが、それだからといって目の前に現れる諸現象を既にある結論に合わせて理由付けしていくことは慎むべきであろう。

思うに、伊勢物語十一段は忠幹歌という、確たる証拠が『拾遺和歌集』に残されていた為に、それが成立の最下限として取りざたされるのであろうが、そのような証拠がない歌であつても、あるいは片桐氏の「三段階的な成立論」という選択基準によらなくとも、遅れて増補された段というものが存在したのではないかと思われるのである。

既に、論じたところではあるが、例えば伊勢斎宮の後日譚である七十段、七十二段、七十五段の各段は「大淀」の歌を核としているが、大淀という地名が伊勢斎宮とセットで享受されるようになったのは斎宮女御の次の歌が詠まれてからである。

むすめの斎王具して下り侍りて、大淀の浦にみそぎし侍
るとして
女御徽子女王

1604 大淀の浦に立つ浪かへらずは松の変わらぬ色を見ましや

〔新古今和歌集〕卷一七 雑歌中

徽子女王は自身、僅か十歳で伊勢斎宮として下向し、十七歳で母寛子と死別することで斎宮を解かれ帰京した。やがて村上天皇に入内して、規子内親王を設けた。そして二十八年後、娘の規子内親王が斎宮に卜定されるや、朝命を振り切つて、ともに下向した。斎宮を解かれるのは御代替わりか、親の喪に服す時である。自身の過去に照らして、娘が下向してしまえば、生きての再会が覚束ないと思つたからであろう。

斎宮群行が貞元二（九七七）年の九月であつたから、この歌が詠まれたのもその頃のことであろう。斎宮と大淀の地名が冠せられた歌の早いものは、藤原為光家の障子歌として詠進された、源順、大中臣能宣、源兼澄、清原元輔、平裕舉の五人の歌である。うち三人は、徽子女王との関係が極めて深く、実際に現地に足を運んでいる。徽子女王に庇護を求めた源順は女王とともに下向しているし、規子斎王の祭主を勤めた大中臣能宣も幾度となく都と伊勢を往還している。そのついでに能宣に誘われた源兼澄も伊勢を訪れている。順と元輔は後撰集とともに編んだ仲である。いわば、大淀歌はこうした限られた人的交流の中で詠まれたものが始発であつて、そこから斎宮の後日譚はつくられていったのではないかと疑われるのである。とりわけ、七十段の大淀歌と唱和しているように詠める順歌の存在には、十分な注意が払われるべきで

あろう。

徽子女王の歌は『拾遺和歌集』に採られていない。同じ時期に詠まれた野宮詠（四五二）や鈴鹿越え（四九五）は採録されているのに対し、この大淀歌が採られなかったからといって詠歌時期を『拾遺和歌集』以降にずらすのは無理筋というものである。とするならば、後撰集業平歌が『伊勢物語』に採歌されていないから、『後撰和歌集』以前に『伊勢物語』の蒐集はほぼ収束していたとか、あるいは、『在中將集』や『雅平本業平集』が拾遺集業平歌を載せていないから両集は『拾遺和歌集』以前の成立であるとか、というのもある意味同じ論法の危うさを持つていることになる。一つの目安としては有効であろうが、それはあくまでも目安であつて成立時期を確定する度量衡たり得ない。確実な度量衡は「△△に採録されているから原典はそれ以前の成立」という計量の仕方しかないのではなからうか。

本稿が、忠幹の「わするなよ」歌の詠歌時期を延喜十六年以降と、天曆九年以降の二つに置きながらも、一方で『拾遺抄』・『拾遺和歌集』から『伊勢物語』へという経路や、忠幹周辺情報から『伊勢物語』へという経路を考慮しようとするのも、目の前にある材料から考察してみたからである。『伊勢物語』に忠幹歌を呼び込んで行く要因については、わずかししか触れられなかった。稿を改めて論ずることにしたい。

- (1) 成立に関する論は極めて多いが、ここではその概観を示すにとどめる。窪田空穂「伊勢物語研究——伊勢物語とその作者——」(『日本文学講座』第十五卷所収、新潮社 一九二八年三月)、池田龜鑑「成立考」(『伊勢物語に就きての研究 研究篇』第二篇第二章、有精堂 一九六〇年十月)、鷲山樹心「伊勢物語は古今集に先行する」(『文学』第十号、一九五八年十二月)、福井貞助「伊勢物語の生成」(『伊勢物語語生成論』第三章、有精堂、一九六五年四月)、片桐洋一「伊勢物語の研究」(『研究篇』(第二篇)六篇、明治書院、一九六八年二月)、山田清市「業平集と原形勢語の問題」(『伊勢物語の成立と伝本の研究』第二篇第一章、桜楓社、一九七二年三月)、渡辺泰宏「伊勢物語成立論」(序章、第一章、三章、風間書房、二〇〇〇年)、河地修「二条后物語」論(『伊勢物語論集——成立論・作品論——』竹林社、二〇〇三年二月)、仁平道明「古今和歌集」から「伊勢物語」へ「昔男ありけり」の分布」(『伊勢物語の成立と「古今和歌集」』(『物語論考』武蔵野書院、二〇〇九年三月)など、多数。
- (2) 石田讓二「伊勢物語から源氏物語」(『伊勢物語』角川文庫、一九七九年一月)。鈴木知太郎「伊勢物語の成立時代考」(『平安時代文学論叢』笠間書院、一九六八年)。池田龜鑑前掲書、渡辺泰宏「伊勢物語成立論」(第三章、風間書房二〇〇〇年七月)。「伊勢物語」と「古今集」業平歌」(『伊勢物語の新世界』武蔵野書院、二〇一六年三月)。田中まさ「後撰集」による「伊勢物語」の生成」(『文林』三三三号、一九九三年三月)など。
- (3) 「尊卑分脈」(『橋氏系図』(『群書類従第五輯』、「橋氏系図」(『尊卑分脈脱漏』續群書類従第五輯上、「イ表記」は長盛を従四位下とする。「橋氏系図」(『尊卑分脈脱漏』續群書類従第五輯上)は正五位下、「古今和歌集目録」(『群書類従第一六輯』は従五位下、「勅撰作者部類」は五位とする。はっきりしないが、ここでは「古今和歌集目録」に従っておく。
- (4) 岡一男「伊勢物語論」(『古典と作家』文林堂双魚房、一九四三年七月。後に、『国研叢書2 古典と作家』として国研出版より復刊 一九九一年一月)。
- (5) 「駿河國司國司以下帶劔申文」(新訂増補国史大系「朝野群載」卷廿二、「諸國雜事」上)。
- (6) 片桐洋一「後撰和歌集」(新日本古典文学大系、岩波書店、一九九〇年四月)「卷末注記」二八頁)。今井源衛「橋直幹略伝」(山岸徳平先生記念論文集日本文学の視点と諸相」汲古書院一九九一年五月)。石田讓二「伊勢物語注釈稿」(竹林社二〇〇四年五月、一八一—三頁)。
- (7) 「民部大輔の闕に兼任せられんと請ふ状」(新日本古典文学大系「本朝文粹」卷六、奏状中・一五〇、岩波書店、一九九二年五月)。
- (8) 「十訓抄」(下、十ノ二九)、「古今著聞集」(卷四、一四一)「村上天皇直幹が申文を惜しみ給ふ事」、『直幹申文繪詞』など。なお、直幹の経歴については今井源衛(前掲書注6)、原田行造「橋直幹の伝承と略歴に関する覚書——『撰集抄』所収説話と『直幹申文繪詞』を中軸として」(『金沢大学教育学部紀要』二九号、一九八一年一月)、佐野みどり「直幹申文繪詞について」(『直幹申文繪詞』、新修日本絵巻物全集三十所収、角川書店、一九八〇年六月)などに詳しい。
- (9) 「文章博士大江維時同朝綱請令橋直幹奉方略試状」(『類聚符宣抄』第九・方略試「承平五年八月廿五日」、新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九六五年一月)。「應令橋直幹奉方略試事」(『同』「承平七年十二月十一日」、新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九六五年一月)。「顔駟三代不遇」(『漢武故事』「大漢和辞典」(『顔駟』。「周公握髮」(『我一沐三捉髮、一飯三吐哺、起以待士、猶恐失天下之賢人』「史記」魯世家)。
- (10) 「大漢和辞典」によれば「成人」は「集傳」冠以上爲成人」とあり、加冠をさす。一方「国史大辞典」(「元服」(「初冠」)によれば、一般の成人式は「五、六歳から二十歳ぐらいの間におこなわれた」とあり、
- (11) 「大漢和辞典」によれば「成人」は「集傳」冠以上爲成人」とあり、加冠をさす。一方「国史大辞典」(「元服」(「初冠」)によれば、一般の成人式は「五、六歳から二十歳ぐらいの間におこなわれた」とあり、

- 直幹の場合、父親との死別は、大学寮に入った「弱冠」（二十歳）より前、つまり延喜十六年以前となる。
- (12) 「Wikipedia 式部省」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%BC%9E%E9%83%A8%E7%9C%81>)による。ただし、脚注としてあげられている「虎尾達哉」弘仁六年給季祿儀におかる式兵両省相論について（小口雅史編『律令制と日本古代国家』同成社、二〇一八年）に、該当箇所はなかった（2019.10.30 現在）。参考として掲載する。
- (13) 新日本古典文学大系『拾遺和歌集』（岩波書店、一九九〇年一月）による。以下の引用は本書による。
- (14) 注4に同じ。
- (15) 異本第一系統・天理図書館乙本（天理図書館蔵）、多久市立図書館本（佐賀県多久市立図書館蔵）は「人の妻」。片桐洋一『拾遺和歌集の研究校本編 伝本研究篇』（大学堂書店、一九七〇年二月）
- (16) 『平維茂對藤原諸任』（『今昔物語集』巻二五、第五）
 湖原智幸「藤原実方の陸奥守補任——10世紀末の小一条家に関する一考察——」（『古代文化』二〇一一年六月）。他に、目崎徳衛「源重之にていて——撰関制における一王孫の生活と意識——」（『平安文化史論』桜楓社刊一九六八年二月）。拙稿「平安貴族とみちのく」（『岩沼市史 通史編Ⅰ』岩沼市、二〇一八年三月）
- (18) 松田喜好（『伊勢物語攷 第二』笠間書院、一九九四年六月、二七〇頁）。氏は借用説を前提としているので、「歌の詠み手」とはこの場合忠幹、「歌の作者」は原作者のことで、このケースで言えば、忠幹か、あるいは伊勢物語の作者か、ということになる。
- (19) 石田譲二、前掲書（注6、一八二頁）。
- (20) 後藤祥子『拾遺集』作者表記の怪（『瞿麦』一七号、二〇〇四年六月）
- (21) 氏の例示した歌は九七一〜二、一二九四、一二九八の三例である。対象となった二十八首は次の通りである。巻一春（二二）、巻六別（二二七）、巻八雑上（四七〇、四七三、四八七、五〇三）、巻九雑
- 下（五一〇、五三一、五四〇〜一、五四五、五五六、五五七〜八、五六四、五七四〜五）、巻一三恋三（八一〇）、巻一四恋四（九一五、九一八）、巻一五恋五（九二五、九七一〜二）、巻一九雑恋（一二二七、一二五五、一二五八、一二五九〜六〇）、巻二〇哀傷（二二九四、二二九八、一三四一、一三四五、一三四六）*贈答歌は、「〜」でつないであり、一首と数えた。
- (23) 五六四、九七一、一三四五、一三四六歌なども同じ。
- (24) 片桐洋一『伊勢物語の研究〔研究編〕』明治書院刊、一九六八年二月、一二頁
- (25) 片桐洋一、前掲書（注23、四二頁）。他に、片桐洋一『伊勢物語全読解』（和泉書院、二〇一三年二月、一二二頁）
- (26) 『拾遺抄』『拾遺和歌集』の成立については、小町谷照彦「解説」（新日本古典文学大系『拾遺和歌集』岩波書店、一九九〇年一月）
- (27) 例えば、一二五三、一二五八番歌など。
- (28) 『古今和歌六帖』二六四八「心には下ゆく水の湧き返りいはで思ふぞいふにまされる」
- (29) 『拾遺和歌集』二五一「山里は雪降りつみて道もなし今日来む人をあはれとは見む」
- (30) 拙稿「伊勢物語と賜姓源氏」（『國學院雑誌』一九八二年四月、後に、『研究講座 伊勢物語の視界』所収、新典社刊、一九九五年五月）。拙稿「斎宮女御と伊勢物語——源順作者説をめぐって——」（『東北福祉大学紀要』第十六巻、一九九二年一月）。拙稿「伊勢物語と河原院文化圏」（山本登朗編『伊勢物語 虚構の成立』竹林社刊、二〇〇八年二月）
- (31) 例えば、前掲書（注2）鈴木知太郎、渡辺泰宏など。
- (32) 片桐洋一『伊勢物語の研究〔研究篇〕』（第三篇第五章、明治書院、一九六八年二月）